

# もう、チェックした？



三 重 県

最 低 賃 金

7 5 3

時間額

円

平成26年10月1日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、  
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

三重労働局労働基準部賃金室  
059-226-2108

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは三重労働局または最寄りの労働基準監督署へ





# 最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[ 最低賃金の比較方法 ]

**1** 時間給の場合

▶ 時間給  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

**2** 日給の場合

▶ 日給  $\div$  1日所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、  
日給  $\geq$  最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

**3** 月給の場合

▶ 月給  $\div$  1か月所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

**4** 上記1~3の  
組み合わせの場合

例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当